

第5章 介護保険事業の財政見通し

1 第8期計画期間におけるサービス等の利用見込み

(1) サービス見込量推計の流れ

本計画では、第8期計画における保険料基準額を設定するため、次のとおり介護給付・予防給付のサービス見込量や地域支援事業の事業規模の推計を行います。

1 被保険者数の推計

本市の推計人口に基づき、令和3～5年度の被保険者数を推計します。
 なお、参考として令和7年度、令和22年度の被保険者数も推計します。

2 要介護（要支援）認定者数の推計

近年の被保険者数に対する要介護認定者数に基づき、「1」で推計した被保険者数を用いて、令和3～5年度の要介護認定者数を推計します。
 なお、参考として令和7年度、令和22年度の要介護認定者数も推計します。

3 施設・居住系サービスの見込量の推計

近年の給付実績や、新規の施設開設等の整備見込み等を踏まえ、令和3～5年度のサービス見込量を推計します。
 なお、参考として令和7年度、令和22年度のサービス見込量も推計します。

4 居宅サービスの見込量の推計

近年の給付実績を分析・評価し、令和3～5年度のサービス見込量を推計します。
 なお、参考として令和7年度、令和22年度のサービス見込量も推計します。

5 保険給付費・地域支援事業費の見込量の推計

サービス見込量の推計を基に、3年間（令和3～5年度）の必要給付費を推計します。
 また、補足給付費や高額介護サービス費等の見込量の推計も行い、給付費に加えます。
 さらに、地域支援事業についても、事業規模を見込んだ上で事業費の推計を行います。
 なお、参考として令和7年度、令和22年度のサービス見込量も推計します。
 補足給付費とは、低所得者の施設入所に係る費用負担を軽減するための給付費です。

6 保険料基準額の設定

令和3～5年度の保険給付費等の推計、保険料段階別の被保険者数の推計及び国が示す保険料算定に必要な係数を基に、介護保険料基準額を設定します。
 なお、参考として令和7年度、令和22年度の保険料基準額も推計します。

(2) 介護給付サービスの種類

■居宅サービス

☒：介護給付対象サービス / ☒：予防給付対象サービス

サービス名	概要
自宅に訪問してもらい利用する介護サービス	
訪問介護（ホームヘルプ） ☒	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排泄、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助が受けられます。
訪問看護 ☒・☒	疾患等がある人について、看護師が居宅を訪問して、療養上の世話や診療の補助が受けられます。
訪問入浴介護 ☒・☒	要介護者等の家庭を入浴車等で訪問し、入浴の介護が受けられます。
訪問リハビリテーション ☒・☒	居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士による訪問リハビリテーションが受けられます。
居宅療養管理指導 ☒・☒	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、療養上の管理や指導が受けられます。
日帰りで利用する介護サービス	
通所介護（デイサービス） ☒	通所介護施設に通い（日帰り）、食事、入浴などの日常生活上の支援や、生活行為向上のための支援が受けられます。
通所リハビリテーション（デイケア） ☒・☒	老人保健施設や医療機関等に通い（日帰り）、食事、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションが受けられます。
短期間泊まって利用する介護サービス	
短期入所（ショートステイ） ☒・☒	<p>短期入所生活介護 介護老人福祉施設等に短期間入所して、食事・入浴・排泄など日常生活上の支援や機能訓練などが受けられます。</p> <p>短期入所療養介護 老人保健施設や医療施設に短期間入所して、医学的な管理のもとで、医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練、医師の診療などが受けられます。</p>
福祉用具・住宅改修	
福祉用具貸与 ☒・☒	日常生活の自立を助けるための福祉用具の貸与が受けられます。
福祉用具購入費の支給 ☒・☒	排泄や入浴に使われる貸与になじまない福祉用具を、指定された事業者から購入した場合、費用額の9割から7割が支給されます。年間10万円の費用額が上限となります。
住宅改修費の支給 ☒・☒	手すりの取付けや段差解消などの住宅改修をした際、費用額の9割から7割が支給されます。20万円の費用額が上限となります。
有料老人ホームや高齢者用住宅で利用する介護サービス（居住系サービス）	
特定施設入居者生活介護 ☒・☒	有料老人ホームやケアハウス等に入居している高齢者が、日常生活上の支援や介護が受けられます。

■地域密着型サービス

サービス名	概要
自宅に訪問してもらい利用する介護サービス	
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護 ☒	重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応をするサービスです。
夜間対応型訪問介護 ☒	24時間安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護サービスです。
日帰りで利用する介護サービス	
認知症対応型通所介護 ☒・☒	認知症の人を対象に専門的なケアを提供する通所介護サービスです。
地域密着型通所介護 ☒	サービス内容は居宅サービスの通所介護と同じで、利用定員18人以下の事業所で提供されるサービスです。
在宅生活をまるごと支える介護サービス	
小規模多機能型居宅介護 ☒・☒	通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系のサービスや泊まりを組み合わせさせて多機能なサービスが受けられます。
看護小規模多機能型居宅介護 ☒	小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせさせて提供する複合サービスです。
小規模な施設等で暮らしながら利用する介護サービス（施設・居住系サービス）	
認知症対応型共同生活介護 （グループホーム） ☒・☒	認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら共同で生活をする住宅です。
地域密着型介護老人福祉施設 ☒	「介護老人福祉施設」と同様のサービスが提供されますが、小規模（29人以下）となります。複数の小規模拠点（定員5人程度）が、地域内で分散して提供される場合もあります。
地域密着型特定施設 入居者生活介護 ☒	「特定施設入居者生活介護」と同様のサービスが提供されますが、小規模（29人以下）となります。

■施設サービス

サービス名	概要
介護保険施設で利用する介護サービス	
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム） ☒	寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所し、食事・入浴・排泄などの日常生活の世話が受けられます。
介護老人保健施設 （老人保健施設） ☒	病状が安定している人に対して、医学的管理のもとで看護・介護・リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、日常的介護を一体的に提供し、在宅への復帰の支援が受けられます。
介護療養型医療施設 ☒	急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療機関の病床です。医療・看護・介護・リハビリテーションなどが受けられます。
介護医療院 ☒	急性期の治療が終わり、医学的管理のもとでの長期療養が必要な人のための施設です。食事・入浴などの生活の世話も受けられます。

■ケアプランの作成

サービス名	概要
居宅介護支援 介	介護給付の適切な利用が可能となるよう、介護支援専門員（ケアマネジャー）が、要介護者の心身の状況、置かれている環境、意思や希望を勘案して、居宅介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。また、計画に基づく介護サービスの提供が確保されるよう事業者との連絡調整を行い、又は要介護者が介護保険施設に入所する場合に介護保険施設への紹介等を行っています。 提供機関：居宅介護支援事業所
介護予防支援 予	介護予防給付の適切な利用が可能となるよう、地域包括支援センターの保健師等が、要支援者の心身の状況、置かれている環境、意思や希望を勘案して、介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成します。また、計画に基づく在宅サービスの提供が確保されるよう事業者との連絡調整を行っています。 提供機関：地域包括支援センター等

（3）地域支援事業のサービスの種類

事：総合事業対象サービス

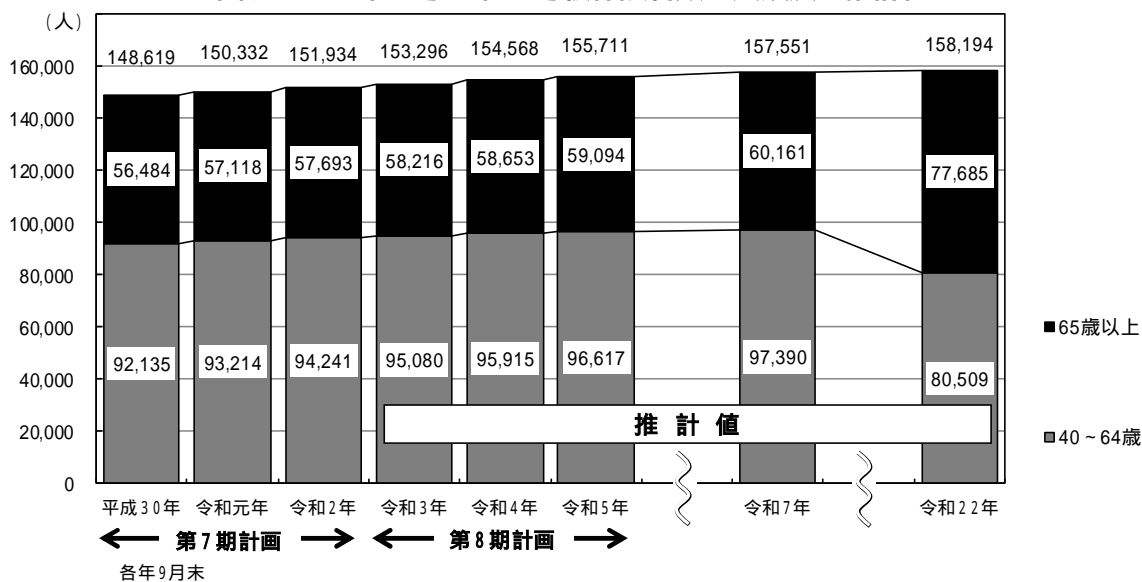
サービス名	概要
訪問型サービス 事	訪問介護に相当の身体介護を伴う国基準サービスと、身体介護サービスを含まない生活援助のみのサービスとして、市独自基準サービスAがあります。
通所型サービス 事	通所介護に相当の機能訓練を行う国基準サービスと、レクリエーションを行う市独自基準サービスAがあります。
介護予防ケアマネジメント 事	事業対象者と要支援1又は2の認定を受けた方のうち、介護予防・日常生活支援総合事業のみを利用する方に対し、地域包括支援センターに所属する保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーが要支援者に対するアセスメントを行い、状態や置かれている環境に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成します。

(4) 被保険者数、要介護（要支援）認定者数及び給付費の見込み

① 第1号・第2号被保険者数と要介護（要支援）認定者数の見込み

高齢者人口の増加に伴い第1号被保険者数も増加し、令和5年度には59,094人になり、要介護（要支援）認定者数は全体で12,533人になる見込みです。

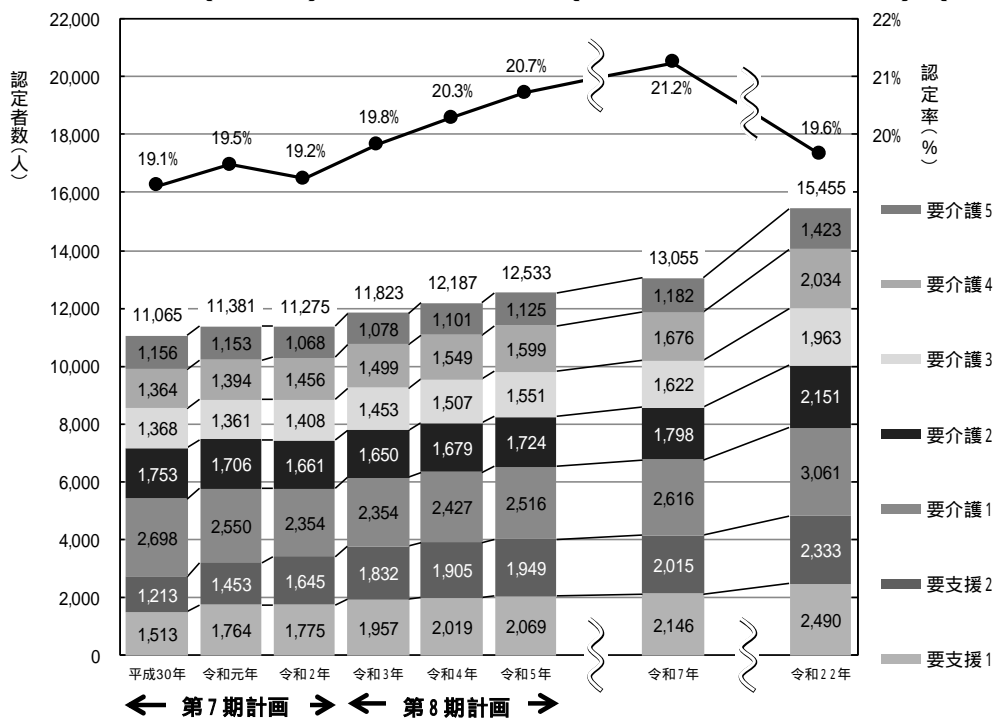
図表5-4 第1号・第2号被保険者数の実績及び推計値



出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告月報」（平成30年～令和2年）

介護保険事業状況報告に住民基本台帳の変化率を乗じて得た推計値（令和3～22年）

図表2-1 要介護（要支援）認定者数の見込み（第1号・第2号被保険者）（再掲）



要介護（要支援）認定率は、第1号被保険者数に対する65歳以上の認定者数の割合
各年9月末

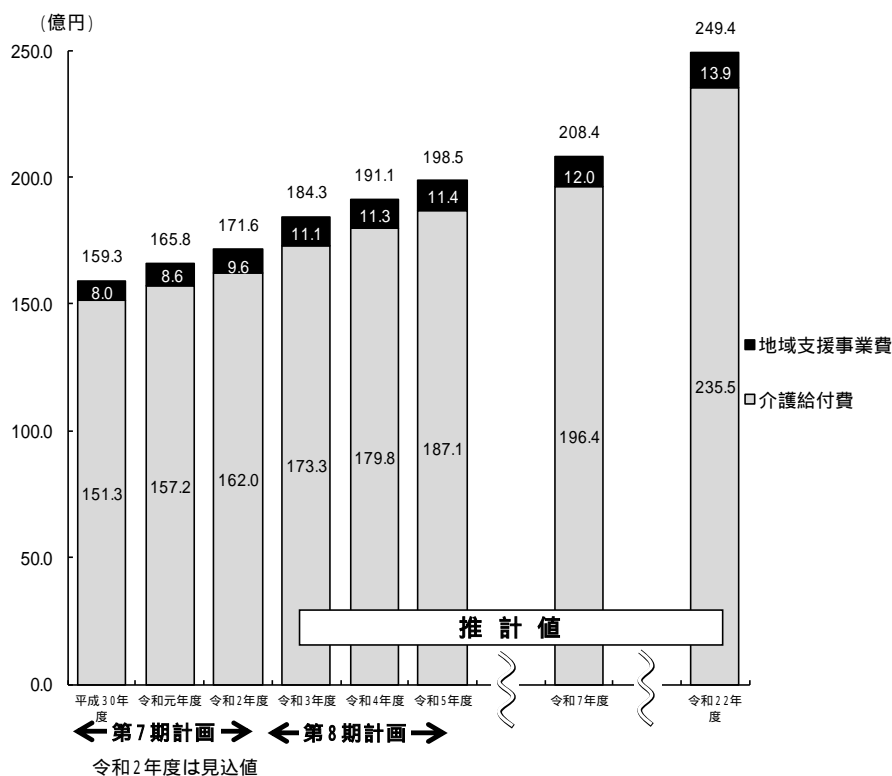
出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告月報」（平成30年～令和2年）

介護保険事業状況報告に受給者台帳の変化率を乗じて得た推計値（令和3～22年）

② 介護給付費等の総額の見込み

第8期計画の3年間における介護給付費等の総額の見込みは、次のとおりです。

図表2-2 介護給付費等の総額の見込み(再掲)



(5) 介護基盤の整備

本市では、これまで、真に必要な介護サービスが過不足なく提供できるよう、アンケート等により要介護者の状況やニーズを把握し、介護基盤の整備を計画的に進めてきました。

近年では、高齢者住まいの多様化を受けて、特別養護老人ホームやグループホームはもとより、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の供給が増えており、今後も需要が高まることが予想されます。

介護サービス利用者数の推計、介護離職ゼロの実現、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の設置状況等を踏まえ、今後も東京都と連携し、多様な高齢者の住まいの確保を目指し、着実な介護基盤の整備を進めていきます。

① 地域密着型サービス

図表5-5 平成29年度から令和元年度までの実績値の比較

サービス種別	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	実績値	対前年度比	実績値	対前年度比	実績値	対前年度比
認知症対応型 共同生活介護	184.8人	105.0%	197.7人	107.0%	196.8人	99.5%
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	46.7人	99.8%	46.8人	100.2%	45.6人	97.5%

人数は、図表2-0の実績値を12月で除した、ひと月あたりの利用者数の平均。

看護小規模多機能型居宅介護は、令和2年6月に開設のため未記載。

(第8期計画の方向性)

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

今後見込まれる認知症高齢者の増加に対応するとともに、地域における支援体制の整備として、令和5年度中に定員18人の施設の開設を目指し、公募により事業者を選定し、整備を進めます(図表58、図表59)。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(地域密着型特別養護老人ホーム)

地域密着型特別養護老人ホームは定員が29人以下であり、単独での整備が難しいため、特別養護老人ホームとの併設を検討します。

小規模多機能型居宅介護

住み慣れた地域において、在宅で介護サービスを利用しながら家族と暮らすことを望む高齢者が多いことから、通所を中心に訪問介護や宿泊を組み合わせ利用できるサービスの需要が高まることが見込まれるため、小規模多機能型居宅介護事業所の開設を目指して、公募により事業者を選定し、整備を進めます(図表58)。

看護小規模多機能型居宅介護

医療と介護が必要な在宅高齢者を支えるために、訪問看護の需要が高まることを見込んで、看護小規模多機能型居宅介護事業所の開設を目指して、公募により事業者を選定し、整備を進めます(図表58)。

② 施設サービス

図表56 平成29年度から令和元年度までの実績値の比較

サービス種別	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	実績値	対前年度比	実績値	対前年度比	実績値	対前年度比
介護老人福祉施設	753.1人	101.7%	801.8人	106.5%	858.6人	107.1%
介護老人保健施設	458.4人	105.9%	471.2人	102.8%	488.1人	103.6%

人数は、図表20の実績値を12月で除した、ひと月あたりの利用者数の平均。

(第8期計画の方向性)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

サービス利用者の入所状況、入所申込者数、近隣市の状況、療養病床からの転換から生じる追加的需要等を踏まえ、令和5年度中に定員96人程度の施設の開設を目指し、公募により事業者を選定し、整備を進めます。また、施設整備に合わせ、災害時に福祉避難所となる防災拠点型地域交流スペースの設置を求めます。

なお、第7期計画で令和元年度に公募により選定した施設(定員108人)は、令和4年度に開設予定です(図表58)。

介護老人保健施設

平成30年から令和2年の各年4月の介護老人保健施設のサービス利用量を見ると、市内全4施設の総定員数480人に占める府中市の被保険者の割合は平均約64%となっている一方、サービス利用者のうち平均約38%は市外施設を利用している実態があります。第8期計画期間中の実績値の推移、サービス利用者の入所状況、近隣市の状況等を踏まえ、第9期計画以降に必要となる介護老人保健施設の整備について検討します。

③ 居住系サービス

図表 5 7 平成 2 9 年度から令和元年度までの実績値の比較

サービス種別	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
	実績値	対前年度比	実績値	対前年度比	実績値	対前年度比
特定施設 入居者生活介護	739.6人	112.3%	775.4人	104.8%	811.8人	104.7%

人数は、図表 1 9 及び 2 0 の実績値を 1 2 月で除した、ひと月あたりの利用者数の平均。
介護予防特定施設入居者生活介護を含む。

(第 8 期計画の方向性)

特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム等）

実績値の伸びやサービス利用者の入居状況等を踏まえ、令和 4 年に 4 施設（定員合計 2 5 0 人程度）の整備を見込みます（図表 5 8 ）。

なお、この整備見込みのうち、1 施設（定員 6 9 人）は、第 7 期計画期間における施設等整備見込みには含まれていませんが、東京都が事業者からの計画書を受け、令和 2 年度から整備が進んでいます。東京都は、老人福祉圏域単位で特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数^()を設定しており、本市が含まれる圏域の整備定員がこの総数を超えていなかったため、整備されることになりました。

④ 整備見込み及び必要利用定員総数

図表 5 8 介護基盤の整備見込み

単位：各項目の（ ）内

サービス種別		第 7 期末	第 8 期		
		令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
地域密着型サービス					
認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	事業所（か所）	12	12	12	13
	定員（人）	216	216	216	234
小規模多機能型居宅介護	事業所（か所）	5	5	5	6
	定員（人）	135	135	135	164
看護小規模多機能型居宅介護	事業所（か所）	1	1	1	2
	定員（人）	29	29	29	58
施設サービス					
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	事業所（か所）	9	9	10	11
	定員（人）	691	691	799	895
居住系サービス					
特定施設入居者生活介護 （介護付有料老人ホーム等）	事業所（か所）	15	15	19	19
	定員（人）	909	909	1,159	1,159

市全体の事業所数及び定員数

図表 5 9 本市が定める必要利用定員総数

サービス種別	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	定員数	必要利用定員総数		
認知症対応型共同生活介護 （グループホーム）	216人	216人	216人	234人
地域密着型特定施設入居者生活介護 （地域密着型介護付有料老人ホーム等）	0人	0人	0人	0人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 （地域密着型特別養護老人ホーム）	45人	45人	45人	45人

各年度の市全体の数

介護保険法第 1 1 7 条第 2 項第 1 号

(6) 介護保険サービス・給付費等の見込量

第7期計画期間におけるサービスの利用状況や給付費を基に、新たな施設整備も踏まえ、令和5年度までのサービス種別ごとの利用量と給付費を推計したところ増加傾向となりました(図表60、61)。

図表60 第8期計画期間におけるサービス見込量(介護予防サービス)

単位:各項目の()内(令和7、22年度は参考値)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護予防サービス						
介護予防訪問入浴介護	給付費(千円)	1,081	1,081	1,081	1,081	1,081
	回数(回)	10.0	10.0	10.0	10.0	10.0
	人数(人)	2	2	2	2	2
介護予防訪問看護	給付費(千円)	91,463	94,753	97,139	100,429	115,974
	回数(回)	2,200.4	2,279.4	2,337.2	2,416.2	2,790.0
	人数(人)	194	201	206	213	246
介護予防訪問リハビリテーション	給付費(千円)	4,385	4,934	4,934	4,934	5,757
	回数(回)	124.4	140.4	140.4	140.4	163.8
	人数(人)	11	12	12	12	14
介護予防居宅療養管理指導	給付費(千円)	34,024	35,261	35,879	37,275	43,149
	人数(人)	220	228	232	241	279
介護予防通所リハビリテーション	給付費(千円)	109,494	113,433	116,192	119,921	138,837
	人数(人)	266	275	282	291	337
介護予防短期入所生活介護	給付費(千円)	7,706	7,706	7,706	8,222	9,255
	日数(日)	95.9	95.9	95.9	102.2	114.8
	人数(人)	15	15	15	16	18
介護予防短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	1,911	1,911	1,937	1,937	1,937
	日数(日)	14.8	14.8	15.0	15.0	15.0
	人数(人)	2	2	2	2	2
介護予防短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	日数(日)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費(千円)	70,277	72,879	74,557	77,114	89,286
	人数(人)	958	993	1,016	1,051	1,217
特定介護予防福祉用具購入費	給付費(千円)	8,277	8,604	8,888	9,215	10,723
	人数(人)	27	28	29	30	35
介護予防住宅改修	給付費(千円)	27,279	27,279	28,401	29,352	34,617
	人数(人)	26	26	27	28	33
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	108,414	111,663	116,076	121,184	144,864
	人数(人)	129	133	138	144	172
地域密着型介護予防サービス						
介護予防認知症対応型通所介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	回数(回)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	7,017	7,535	10,267	10,267	12,151
	人数(人)	11	12	16	16	19
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	人数(人)	0	0	0	0	0
介護予防支援						
介護予防支援	給付費(千円)	73,849	76,636	78,119	80,848	93,601
	人数(人)	1,245	1,292	1,317	1,363	1,578
合計		545,177	563,675	581,176	601,779	701,232

給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

図表6 1 第8期計画期間におけるサービス見込量(介護サービス)

単位:各項目の()内(令和7、22年度は参考値)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
居宅サービス						
訪問介護	給付費(千円)	1,532,351	1,559,904	1,600,932	1,686,296	2,038,904
	回数(回)	40,055.8	40,782.2	41,870.0	44,108.4	53,338.5
	人数(人)	1,722	1,765	1,824	1,904	2,281
訪問入浴介護	給付費(千円)	133,718	135,205	140,244	147,033	179,335
	回数(回)	852.1	861.8	894.1	937.4	1,143.3
	人数(人)	166	164	166	174	212
訪問看護	給付費(千円)	647,118	649,186	663,750	694,059	835,993
	回数(回)	11,778.4	11,824.9	12,094.5	12,648.8	15,244.7
	人数(人)	1,082	1,092	1,119	1,170	1,406
訪問リハビリテーション	給付費(千円)	41,532	41,712	42,277	44,542	53,503
	回数(回)	1,122.5	1,127.3	1,142.5	1,203.8	1,445.8
	人数(人)	76	76	77	81	97
居宅療養管理指導	給付費(千円)	385,248	388,048	397,280	415,072	501,530
	回数(回)	2,059	2,075	2,125	2,220	2,680
	人数(人)	1,656,827	1,680,453	1,722,314	1,799,135	2,162,214
通所介護	給付費(千円)	18,258.3	18,560.9	19,050.6	19,893.7	23,812.3
	回数(回)	1,782	1,813	1,862	1,944	2,321
	人数(人)	560,593	574,401	594,125	620,919	745,644
通所リハビリテーション	給付費(千円)	5,265.4	5,423.5	5,627.4	5,879.4	7,035.1
	回数(回)	643	652	669	699	837
	人数(人)	362,679	364,706	373,308	390,663	471,750
短期入所生活介護	給付費(千円)	3,465.6	3,493.2	3,578.3	3,745.2	4,512.7
	回数(回)	434	438	449	470	567
	人数(人)	128,262	127,565	130,668	136,826	166,398
短期入所療養介護(老健)	給付費(千円)	872.2	868.9	890.7	932.5	1,133.1
	回数(回)	128	129	132	138	167
	人数(人)	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020
短期入所療養介護(病院等)	給付費(千円)	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3
	回数(回)	1	1	1	1	1
	人数(人)	1,324	1,324	1,324	1,324	1,324
短期入所療養介護(介護医療院)	給付費(千円)	7.3	7.3	7.3	7.3	7.3
	回数(回)	1	1	1	1	1
	人数(人)	535,504	542,911	559,568	584,972	707,061
福祉用具貸与	給付費(千円)	2,943	3,012	3,124	3,264	3,918
	回数(回)	18,296	18,296	19,386	20,025	23,886
	人数(人)	53	53	56	58	69
特定福祉用具購入費	給付費(千円)	37,263	38,342	39,465	41,513	49,167
	回数(回)	35	36	37	39	46
	人数(人)	1,763,843	1,884,794	1,963,347	2,046,095	2,446,412
特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	727	777	809	843	1,008
	回数(回)					
	人数(人)					
地域密着型サービス						
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費(千円)	73,252	73,252	76,297	80,934	94,556
	回数(回)	40	40	41	44	51
	人数(人)	24,027	29,558	30,527	32,012	38,603
夜間対応型訪問介護	給付費(千円)	29	36	37	39	47
	回数(回)	539,499	547,979	561,463	584,629	701,729
	人数(人)	5,742.9	5,847.8	5,991.8	6,239.8	7,457.6
地域密着型通所介護	給付費(千円)	623	635	654	681	811
	回数(回)	134,031	137,793	140,738	146,875	176,731
	人数(人)	978.1	1,004.2	1,026.9	1,072.8	1,288.9
認知症対応型通所介護	給付費(千円)	83	85	87	91	109
	回数(回)	318,061	325,091	368,550	438,707	535,095
	人数(人)	118	122	138	163	198
小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)	704,006	704,006	762,664	762,664	938,639
	回数(回)	216	216	234	234	288
	人数(人)	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0
	回数(回)	0	0	0	0	0
	人数(人)	151,827	151,827	151,827	151,827	250,968
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	45	45	45	45	74
	回数(回)	85,443	87,802	127,762	163,747	202,743
	人数(人)	32	33	48	63	77
看護小規模多機能型居宅介護	給付費(千円)					
	回数(回)					
	人数(人)					
施設サービス						
介護老人福祉施設	給付費(千円)	2,968,391	3,263,711	3,398,719	3,662,118	4,274,905
	回数(回)	931	1,023	1,065	1,147	1,339
	人数(人)	1,838,483	1,895,475	1,949,207	2,006,198	2,418,342
介護老人保健施設	給付費(千円)	517	533	548	564	680
	回数(回)	146,427	195,235	244,044	314,478	379,353
	人数(人)	27	36	45	58	70
介護医療院	給付費(千円)	232,004	160,636	89,268		
	回数(回)	52	36	20		
	人数(人)					
介護療養型医療施設	給付費(千円)					
	回数(回)					
	人数(人)					
居宅介護支援						
居宅介護支援	給付費(千円)	738,745	748,665	768,733	802,761	962,214
	回数(回)	4,260	4,322	4,440	4,636	5,544
	人数(人)					
合計		15,759,774	16,328,897	16,918,807	17,776,444	21,358,019

給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

(7) 地域支援事業の見込量

地域支援事業は、主に要介護、要支援の状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なケアマネジメント事業です。

介護認定を受けていない高齢者が介護認定者とならないよう、予防や要介護状態の軽減・悪化の防止を目的とした「介護予防普及啓発事業」、リハビリテーション専門職等が、住民運営の通りの場の身近な地域でリハビリに取りくめるよう、支援を行う「地域リハビリテーション活動支援事業」等に重点的に取り組んでいきます。

令和5年度までに見込まれる地域支援事業費については、次のとおりです。

図表62 第8期計画期間における地域支援事業見込量

単位:各項目の()内(令和7、22年度は参考値)

区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
介護予防・日常生活支援総合事業						
訪問介護相当サービス	給付費(千円)	85,048	87,612	89,749	92,883	106,559
	人数(人)	334	344	353	365	419
訪問型サービスA	給付費(千円)	49,949	51,455	52,710	54,551	62,583
	人数(人)	263	271	277	287	329
通所介護相当サービス	給付費(千円)	299,286	307,769	318,761	323,409	371,147
	人数(人)	786	854	921	952	1,093
通所型サービスA	給付費(千円)	3,023	3,109	3,188	3,267	3,749
	人数(人)	8	9	9	10	11
短期集中予防サービス事業(サービスC)	給付費(千円)	2,864	2,864	2,864	2,954	3,230
介護予防ケアマネジメント	給付費(千円)	50,956	52,437	53,746	59,990	65,590
介護予防把握事業	給付費(千円)	3,779	3,779	3,779	3,955	4,325
介護予防普及啓発事業	給付費(千円)	208,860	208,860	208,860	241,782	264,354
地域リハビリテーション活動支援事業	給付費(千円)	1,610	1,610	1,610	1,831	2,002
上記以外の介護予防・日常生活総合事業	給付費(千円)	4,201	4,201	4,201	4,867	5,321
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業						
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)	給付費(千円)	323,290	326,351	328,879	334,128	427,782
任意事業	給付費(千円)	1,975	1,975	1,975	1,975	1,975
包括的支援事業(社会保障充実分)						
在宅医療・介護連携推進事業	給付費(千円)	38,115	39,000	39,000	39,000	39,000
生活支援体制整備事業	給付費(千円)	30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
認知症初期集中支援推進事業	給付費(千円)	2,453	2,453	2,453	2,453	2,453
認知症地域支援・ケア向上事業	給付費(千円)	2,366	2,366	2,366	2,366	2,366
合計	給付費(千円)	1,107,775	1,125,841	1,144,141	1,199,411	1,392,436

給付費は年間累計の金額、回(日)数は1月当たりの数、人数は1月当たりの利用者数。

(8) 3年間の介護給付費等の総額の見込額

「(6) 介護保険サービス・給付費等の見込量」で示した総給付費に、特定入所者介護サービス費等給付額や高額介護サービス費等給付額などを加算した標準給付費と、「(7) 地域支援事業の見込量」で示した事業費を合わせた介護給付費等の総額の、令和3年度から令和5年度までの3年間の合計は、約574億円になる見込みです。

なお、市町村特別給付は、保険者が独自に定めることができる保険給付ですが、費用の全てを第1号被保険者による負担となるため、保険料額への影響が大きいことから、本計画においても市町村特別給付費は見込まないこととします。

図表63 第8期計画期間における介護給付費等の総額の見込額

単位:千円(令和7、22年度は参考値)

区分	合計	第8期計画			中長期見込み	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和7年度	令和22年度
標準給付費見込額						
総給付費	50,697,506	16,304,951	16,892,572	17,499,983	18,378,223	22,059,251
特定入所者介護サービス費等給付額	1,009,738	342,841	325,506	341,391	356,928	421,974
高額介護サービス費等給付額	1,921,992	572,719	636,908	712,365	743,353	878,814
高額医療合算介護サービス費等給付額	327,311	87,437	107,437	132,437	137,565	162,634
算定対象審査支払手数料	56,916	18,166	18,972	19,778	20,646	24,366
小計	54,013,463	17,326,114	17,981,395	18,705,954	19,636,715	23,547,039
地域支援事業費						
介護予防・日常生活支援総合事業費	2,172,740	709,576	723,696	739,468	789,489	888,860
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	984,445	325,265	328,326	330,854	336,103	429,757
包括的支援事業(社会保障充実分)	220,572	72,934	73,819	73,819	73,819	73,819
小計	3,377,757	1,107,775	1,125,841	1,144,141	1,199,411	1,392,436
合計(+)	57,391,220	18,433,889	19,107,236	19,850,095	20,836,126	24,939,475

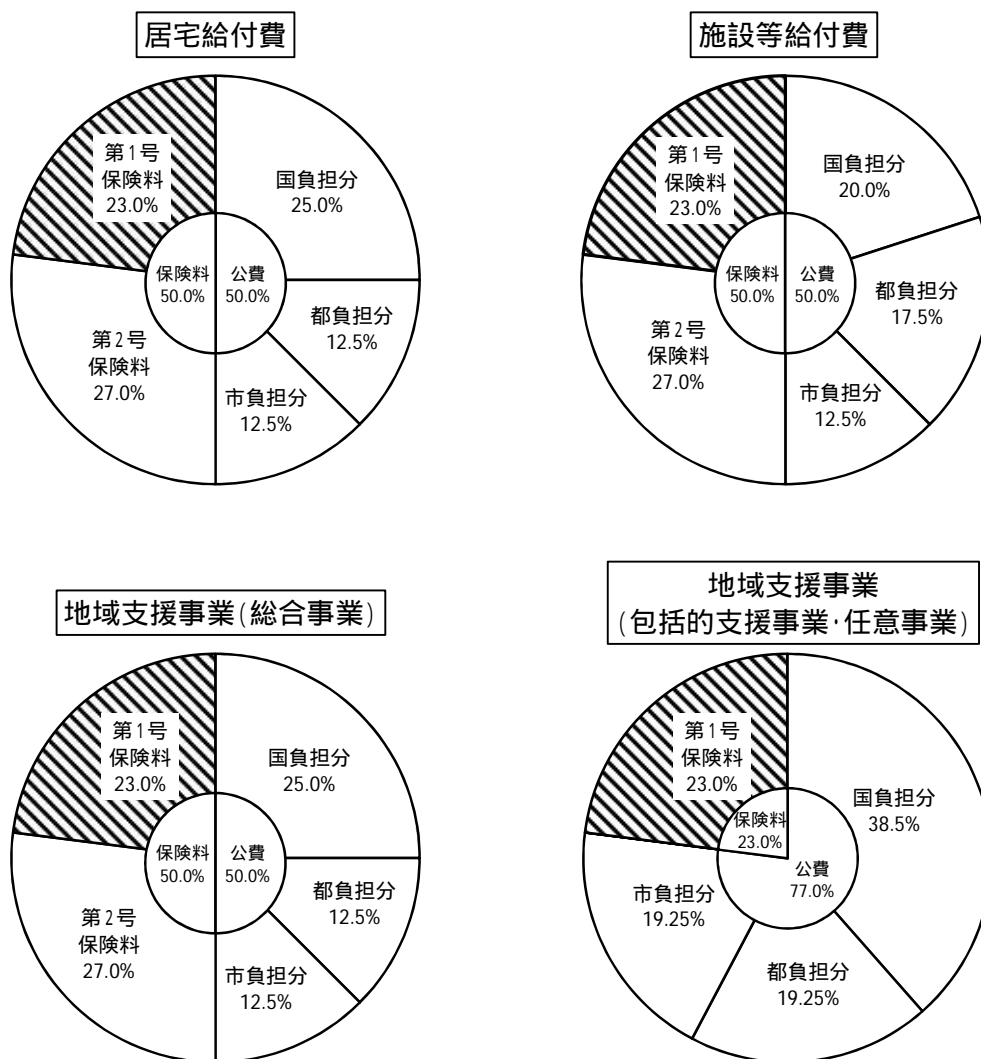
2 第1号被保険者の介護保険料の設定について

(1) 費用負担の構成

介護保険事業は、介護保険特別会計で運営され、財源は保険料50%と、公費50%で賄われています。

保険料の負担割合は第1号被保険者(65歳以上)と第2号被保険者(40歳以上65歳未満)の全国の人口割合により決定されます。第7期計画では、第1号被保険者の負担割合は23%、第2号被保険者が27%でしたが、第8期計画においても、同様の負担割合となる予定です。

図表6-4 介護給付費の財源構成(第8期)



(2) 保険料設定の前提となる諸条件

介護保険料は、介護保険総費用に対して65歳以上の第1号被保険者が負担する部分を、市町村民税の課税状況や前年の収入・所得に応じて負担するものです。

また、保険料の設定に影響のある、今回の主な制度改正などは次のとおりです。

① 介護報酬の改定

令和3年度に、基本的に3年に1度の介護報酬改定が行われる見込みです。

② 一部の給付費の段階要件等や支給額の見直し

特定入所者介護サービス費や高額介護サービス費について、認定段階の要件等の見直しや支給額についての見直しが行われる見込みです。

③ 低所得者の負担軽減を図るための所得段階区分の変更等

本市では、低所得者の負担軽減を図るため、非課税層の保険料を独自で下げてきましたが、介護保険法の改正に伴い、消費税による公費を投入し、低所得者の保険料の軽減強化を平成27年4月から一部実施しています。その後、令和元年10月の消費税率10%への引上げに合わせて、更に保険料の軽減が強化されました。

今後についても、これまでの考え方と併せて国の動向に注視し、負担能力に応じたきめ細やかな保険料設定を行います。

④ 新型コロナウイルス感染症の流行が給付費等の推計に及ぼす影響

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、令和2年度は認定者数や介護サービス利用率等の減少があったことから、給付実績は当初の見込みよりも減少する見通しです。令和3年度以降の介護給付費等を見込量を推計するに当たっては、直近年度の実績が大きく影響することから、令和2年度の実績を考慮しつつも、過剰に低く見積もらないように、それ以前の認定者数やサービス利用実績の推移を注意深く分析し、必要量を見込んでいきます。

(3) 本市の保険料設定の考え方

① サービス見込量と保険料のバランス

第1号被保険者の介護保険料は、計画期間中のサービス見込量に応じたものとなり、見込量が多ければ保険料が上がり、少なければ下がることとなります。要介護（要支援）認定者数の増加に伴う給付費の増加、サービスの必要性、施設整備計画等から今後の伸びを勘案し、保険料を設定します。

② 調整交付金に対する負担

調整交付金は、市町村間における介護保険の財政力の格差を是正するために、国が交付するもので、原則介護保険総費用の5%です。ただし、第1号被保険者のうち、75歳以上の後期高齢者の割合と、第1号被保険者の所得分布によって5%の割合が変化することとなります。

また、第8期計画より、新たに各市町村における介護給付費の適正化事業（要介護認定の適正化・ケアプランの点検・住宅改修等の点検・縦覧点検・医療情報との突合及び介護給付費通知）の取組状況についても、調整交付金の算定に当たり、勘案されることとなる予定です。

なお、本市では、計画期間において、過去の実績や後期高齢者の増加等により、その割合は令和3年度が4.27%、令和4年度が4.36%、令和5年度が4.31%と見込んでおり、残りの調整交付金不足分は、第1号被保険者が負担することとなります。

③ 介護給付費等準備基金の活用について

介護給付費等準備基金（ ）は給付費の上昇による財源の不足を補うための基金であり、第7期計画終了時まで積み立てられた基金を、第8期計画において取り崩し、給付費に充当させることができます。その結果、保険料の上昇を抑えることが可能になります。第8期計画においても、この準備基金の活用を検討し保険料を算定しております。

なお、令和2年度末の残高は、約9億2,000万円を見込んでいます。

④ 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金の活用について

平成29年度の介護保険法改正により、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組が全国で実施されるよう、PDCAサイクルによる取組の制度化が行われました。

その一環として、自治体への財政的インセンティブとして、平成30年度に保険者機能強化推進交付金が創設され、市町村や都道府県の様々な取組の達成状況を毎年度ごとに評価できるよう客観的な指標が設定されました。

また、令和2年度には、介護予防及び重度化防止に関する取組について更なる推進を図るため、新たに予防・健康づくりに資する取組に重点化するための新たな交付金として、介護保険保険者努力支援交付金が創設されました。

こうした仕組みにより、市町村及び都道府県において、地域の特性に応じた取組が進められることとなり、本市においては介護予防普及啓発事業等に交付金が活用される予定です。

(4) 第1号被保険者の介護保険料

「(3)本市の保険料設定の考え方」に基づき第1号被保険者介護保険料基準月額を算出すると、本来の月額は、 円となりますが、介護給付費等準備基金を活用し繰り入れることにより、 円とします。

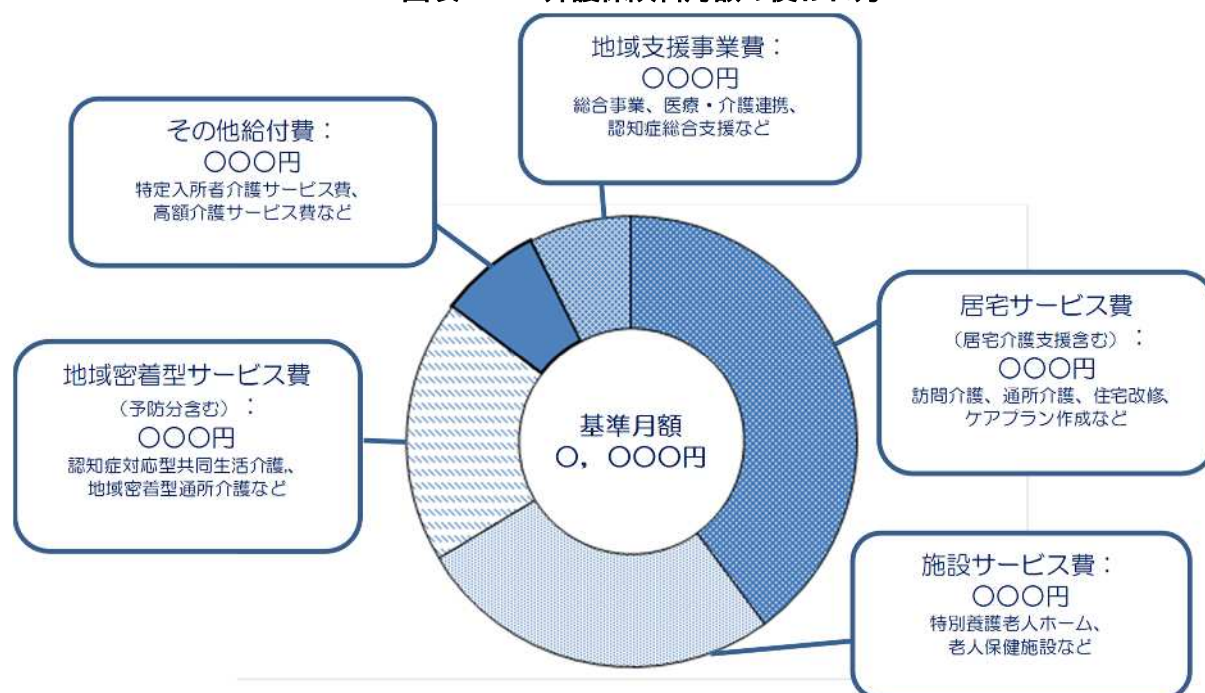
これにより、保険料の基準月額は、第7期計画の5,715円と比較して 円上昇することとなります。基準月額は、要介護(要支援)認定者数の増加とそれに伴うニーズの変化に対応し、介護保険サービスを安定して提供し続けるために必要な保険料として算定しているものです。

なお、本市の基準月額は、令和7年には 円、令和22年には 円まで上昇する見込みです。引き続き、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能にするための取組の推進が求められています。

図表 6 5 第 1 号被保険者の介護保険料 公費軽減の影響を含めない場合

課税状況	要件	所得区分	第 7 期保険料			第 8 期保険料																	
			保険料率	年額	月額	保険料率	年額	月額															
課税 家族本人	生活保護受給者、中国残留邦人等の支援給付受給者	第 1 段階	0.45	30,800	2,567	課税	課税																
									非課税	非課税	収入 + 金額課税 (特別控除後)	老齢福祉年金受給者	第 1 段階	0.45	30,800	2,567							
	合計所得金額 (特別控除後)	80万円以下	第 2 段階	0.60	41,100												3,425						
		80万円超 120万円以下										第 3 段階	0.70	48,000	4,000								
		120万円超	第 4 段階	0.80	54,800											4,567							
		80万円以下															基準額	68,500	5,715				
		80万円超	第 6 段階	1.10	75,400							6,283											
		120万円未満											第 7 段階	1.25	85,700	7,142							
		120万円以上 210万円未満																		第 8 段階	1.50	102,800	8,567
		210万円以上 320万円未満											第 9 段階	1.70	116,500	9,708							
		320万円以上 400万円未満																					
		400万円以上 600万円未満											第 11 段階	2.00	137,100	11,425							
		600万円以上 800万円未満																		第 12 段階	2.20	150,800	12,567
		800万円以上 1,000万円未満											第 13 段階	2.50	171,400	14,283							
		1,000万円以上 1,500万円未満																		第 14 段階	2.60	178,300	14,858
		1,500万円以上 2,000万円未満											第 15 段階	2.90	198,800	16,567							
2,000万円以上 3,000万円未満	第 16 段階	3.00				205,700	17,142																
3,000万円以上																							

図表 6 6 介護保険料月額の使われ方



図表67 第8期計画における介護給付費等の総額と保険料の全体像

介護給付費等

介護給付費

区分	費用(千円)
標準給付費見込額	54,013,463
総給付費	50,697,506
予防給付	1,690,028
介護給付	49,007,478
特定入所者介護サービス費等給付額	1,009,738
高額介護サービス費等給付額	1,921,992
高額医療合算介護サービス費等給付額	327,311
算定対象審査支払手数料	56,916

地域支援事業費

区分	費用(千円)
地域支援事業費見込額	3,377,757
介護予防・日常生活支援総合事業費	2,172,740
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	984,445
包括的支援事業費(社会保障充実分)	220,572

第8期で見込まれる介護給付費等の総額：57,391,220千円(との額の合計)

財源構成

区分	介護給付費充当分	地域支援事業費充当分	
		介護予防・日常生活支援総合事業費分	包括的支援・任意事業費分
介護保険料(円)	第1号被保険者保険料 (約24%)	514,649,200 (約24%)	277,153,910 (23%)
	第2号被保険者保険料 (27%)	586,639,800 (27%)	
国負担金(円)	9,452,356,025 (17.5%)	434,548,000 (20%)	463,931,545 (38.5%)
うち、調整交付金	2,330,046,000 (4.27~4.36%)	93,718,000 (4.27~4.36%)	
東京都負担金(円)	8,102,019,450 (15%)	271,592,500 (12.5%)	231,965,772.5 (19.25%)
府中市負担金(円)	6,751,682,875 (12.5%)	271,592,500 (12.5%)	231,965,772.5 (19.25%)

調整交付金の交付割合が5%に満たず、不足分は第1号被保険者の負担となることから23%を超える率となる。

第1号被保険者の保険料

第1号被保険者の保険料で賄う分の総額(、、◎の額の合計 = 13,585,527千円) ... ()

()を賄うに必要な第1号被保険者の保険料基準月額：〇〇〇円

介護給付費等準備基金の取崩しによる減額効果
(取崩し額： 千円)

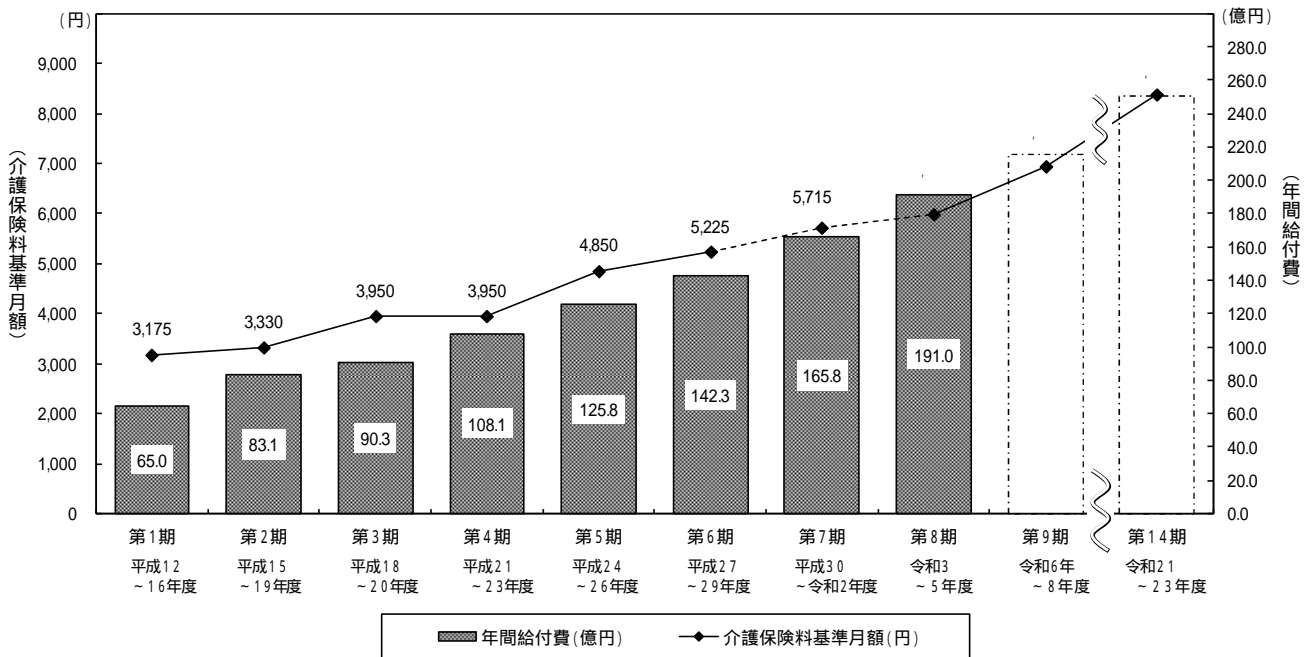
第8期の第1号被保険者の保険料基準月額： 円

(5) 介護給付費等の総額と介護保険料の推移

第1期からの介護給付費等の総額と介護保険料月額推移を見ると、共に増加傾向にあります。介護給付費等の総額は、第1期(中間年)の約65億円から第8期(中間年)の約191億円と約2.9倍に、また、介護保険料基準月額は第1期の3,175円から第8期の5,715円と約1.8倍になっています。

今後も、給付費の伸びに伴い、介護保険料基準額も上昇することが見込まれます。

図表68 介護給付費等の総額と介護保険料基準月額の推移



年間給付費は、各計画期の中間年の実績